

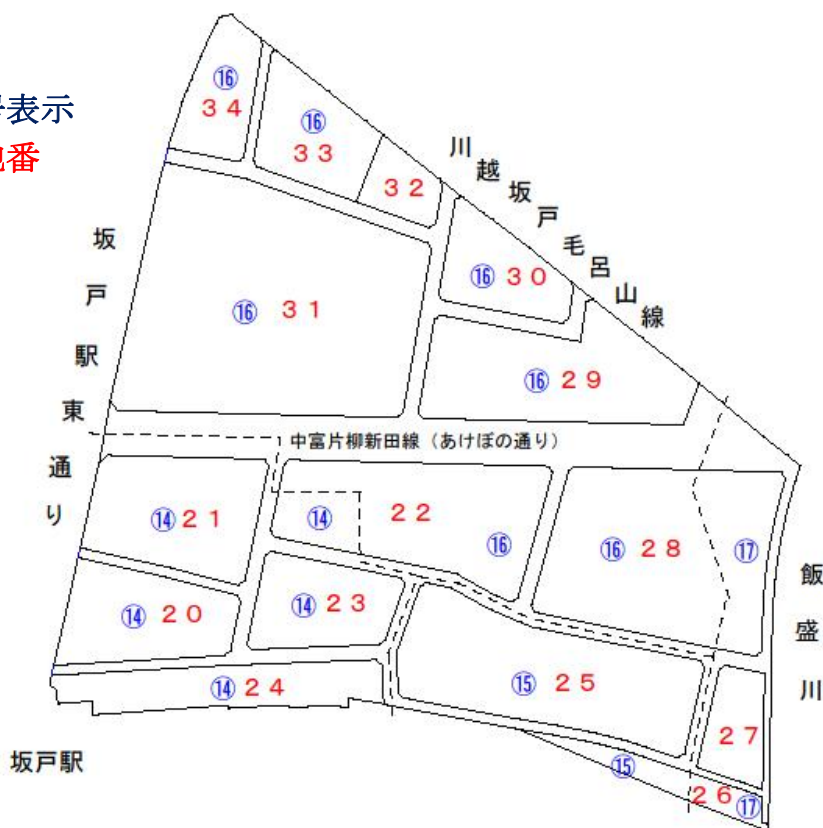
住所変更手続きのしおり

令和3年2月27日（土）から
住所が変わります。

（県知事の換地処分の公告のあった日の翌日）

●住所変更区域図

青数字 住居表示
赤数字 新地番



坂戸市

はじめに

皆さまがお住まいの地域は、坂戸都市計画事業坂戸中央2日の出町土地区画整理事業により、令和3年2月26日（金）に換地処分の公告を行い、翌日の令和3年2月27日（土）から、住所、土地の地番、本籍（本籍を変更前の住所地に置いている方）等が変更となります。

このことに伴う住所変更などの手続きにつきましては、土地区画整理事業区域内にお住まいの皆さまが変更の手続きを行っていただく必要のあるものと、市役所など関係機関が住所の変更を行うものがあります。

それぞれ代表的なものについてご案内いたしますので、ご自身の該当する項目をご確認いただき、今回の住所変更等に係る手引きとしてご活用ください。

これら以外にも、住所変更の手続きが必要な場合がありますので、ご自身が契約を結ばれている各機関にご確認の上、所定の手続きをお願いします。

※各種住所変更の手続きは、変更日の令和3年2月27日（土）以降に行ってください。

目次

1	新しい住所の表し方	1
2	皆さまにお届けするもの	2
3	郵便番号について	3
	【住所変更の手続き】	
4	皆さまに住所変更の手続きを行っていただく必要があるもの	3～7
	■住民登録関係	3
	■年金関係	4
	■福祉・医療関係	5
	■法務局（登記）関係	6
	■自動車関係	6
	■その他	7
5	手続きの必要がないもの	8～10

2 皆さまにお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

住所変更手続きのしおり	この冊子です。
住所の変更について（通知）	新しい住所の表示に関するお知らせを1世帯につき1枚送付します。 ※証明書としては使用できません。
坂戸都市計画事業坂戸中央2日の出町土地区画整理区域内の地番変更に伴う本籍の変更について（お知らせ）	新しい本籍の表示に関するお知らせを1戸籍につき1枚送付します。 ※証明書としては使用できません。

◆ 今後お届けするもの

新住所のお知らせ用はがき	新しい住所をご親戚やお知り合い、取引先などにお知らせするためのもので、日本郵便株式会社が発行する無料のはがきです。 1世帯につき50枚送付します。 投函の際は、同封した坂戸郵便局行きの封筒に入れて、最寄りの郵便局やポストにお出してください。 なお、ご不明な点は、以下のお問い合わせ先にご確認ください。 お問い合わせ先 坂戸郵便局 TEL 0570-943-435
街区符号及び住居番号廃止通知書	住居表示の廃止をお知らせする街区符号及び住居番号廃止通知書を1世帯につき1枚送付します。 ※証明書としては使用できません。
住所変更証明書	新しい住所を証明するもので、各種手続きに使用できます。 世帯員1名につき5枚送付します。なお、不足する場合、変更日以降に市民課市民係にて住所変更証明書を無料で発行します。
本籍変更証明書	新しい本籍を証明するもので、各種手続きに使用できます。 1戸籍につき5枚送付します。なお、不足する場合、変更日以降に市民課戸籍係にて本籍変更証明書を無料で発行します。

3 郵便番号について

換地処分公告による住所の変更については、町名の変更はありませんので、郵便番号の変更はありません。

坂戸市日の出町 . . . 〒350-0225

4 皆さまに住所変更の手続きを行っていただく必要があるもの

次の表に記載されているものは、法令等により、皆さまに住所変更の手続きを行っていただく必要があります。

手続きができるのは、換地処分公告があった日の翌日の令和3年2月27日(土)以降となりますのでご注意ください。

住民登録関係

項目 (何を)	対象者 (誰が)	必要書類 (何を持って)	期限 (いつ)	問い合わせ先 (電話番号)
個人番号カード (マイナンバーカード)	お持ちの方	▶個人番号カード (マイナンバーカード) ▶暗証番号	変更後速やかに	市民課市民係 (内線 323, 325～327)
住民基本台帳カード		▶住民基本台帳カード ▶暗証番号		
在留カード		▶在留カード		
特別永住者証明書		▶特別永住者証明書		

年金関係

項目 (何を)	対象者 (誰が)	必要書類 (何を持って)	期限 (いつ)	問い合わせ先 (電話番号)
共済組合の加入者 ・年金待機者の住所変更	共済組合加入者及び扶養されている配偶者、年金待機者の方(60～65歳の方)	所属先、または各共済組合へお問い合わせください。	変更後 速やかに	所属先または各共済組合
国民年金・厚生年金の年金待機者の方の住所変更	国民年金・厚生年金の年金待機者の方(60～65歳の方)	・住所変更届 ・年金手帳 ・認印 (シャチハタ不可)		川越年金事務所または 市民課国民年金係 (内線 447～449)
DV支援措置を受けている年金加入者・受給者・年金待機者の方の住所変更	すでに日本年金機構でDV被害による支援措置の手続きをしており、年金手帳の基礎年金番号が変更になっている方	各機関へお問い合わせください。		共済組合の方 所属先または各共済組合 厚生年金の方 勤務先 国民年金の方 川越年金事務所
年金受給者(成年後見を受けている方)の住所変更	成年後見を受けている年金受給者の方			国民年金・厚生年金の方 川越年金事務所 共済組合の方 各共済組合

福祉・医療関係

項目 (何を)	対象者 (誰が)	必要書類 (何を持って)	期限 (いつ)	問い合わせ先 (電話番号)	
介護保険被保険者証等送付先変更申出書	送付先を「日の出町14番、15番、16番、17番」に設定している方	<ul style="list-style-type: none"> ▶介護保険被保険者証等送付先変更申出書 ▶申請者の身分証明書 ▶委任状（申請者が本人以外の場合） ※対象の方へ送付先変更申出書を送付しますので、記入し返送してください。新しい住所に変更します。	変更後速やかに	高齢者福祉課 介護保険係 (内線 469, 494, 634)	
障害者手帳	お持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ▶障害者手帳 ▶印鑑 		障害者福祉課 障害者福祉係 (内線 416, 417)	
重度心身障害者医療費受給者証		<ul style="list-style-type: none"> ▶受給者証（オレンジ色） 			
障害者有料高速道路割引	障害者手帳をお持ちの方で高速道路料金の割引を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ①障害者手帳 ②車検証 ③ETCカード ④ETC車載器管理番号 がわかるもの ※③、④はETCご利用の方のみ			
自立支援医療費受給者証	お持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ▶受給者証 			障害者福祉課 障害者援護係 (内線 418, 419)
福祉サービス受給者証		<ul style="list-style-type: none"> ▶受給者証（水色冊子） 			

法務局（登記）関係

項目 (何を)	対象者 (誰が)	必要書類 (何を持って)	期限 (いつ)	問い合わせ先 (電話番号)
土地・建物等の不動産所有者の住所変更登記	地権者	<ul style="list-style-type: none"> ▶登記申請書 ▶住所変更証明書等 	期限はありません。 ※登記閉鎖期間中は、お手続きを行うことができませんのでご注意ください。	さいたま地方法務局 坂戸出張所 TEL 049-281-0342
商業・法人登記簿	会社・法人の代表者		【本店】 2週間以内 【支店】 3週間以内	さいたま地方法務局 法人登記部門 TEL 048-851-1000

※法務局（登記）関係の手続きにおける必要書類・期限等について、詳しくは法務局へお問い合わせください。

自動車関係

項目 (何を)	対象者 (誰が)	必要書類 (何を持って)	期限 (いつ)	問い合わせ先 (電話番号)
運転免許証	お持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ▶住所変更証明書 ▶運転免許証 	変更後速やかに	西入間警察署 TEL 049-284-0110
軽自動車の車検証	軽自動車をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ▶住所変更証明書 ▶車検証 		軽自動車検査協会埼玉事務所 所沢支所 TEL 050-3816-3111
普通自動車・オートバイの車検証	普通自動車をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ▶印鑑 		関東運輸局埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2029

その他

項目 (何を)	対象者 (誰が)	必要書類 (何を持って)	期限 (いつ)	問い合わせ先 (電話番号)
固定・携帯電話、 電気、ガス、 インターネット、 金融機関の通帳、 生命(損害)保険、 株式 等	皆さまから各事業所、契約会社へお問い合わせください。			

5 手続きの必要がないもの

項目	担当	備考
課税・非課税証明書 所得証明書	課税課 市民税係	住所変更の手続きは不要です。 証明書に記載される住所は、賦課期日 (1月1日)時点の住所です。
所在地・名称変更届出書 (市・県民税特別徴収 義務者事業所)		課税課で新しい住所に変更します。 届出書の提出は不要です。
原動機付自転車 (125cc以下)や 小型特殊自動車の 所有者の住所変更	課税課 税制係	課税課で新しい住所に変更します。 届出書の提出は不要です。 新住所に変更された標識交付証明書及 び廃車証明書の発行を希望される場合 は、所有者又はその同居の親族が、身 分証明書をお持ちになり、課税課窓口 までお越しください。
納税証明書	納税課 管理係	住所変更の手続きは不要です。
住民票 印鑑登録証明書	市民課 市民係	市民課で新しい住所に変更します。
パスポート(旅券)		最終ページに住所が記載されている方 は、ご自身で二重線を引き、新住所を 記載してください。
戸籍	市民課 戸籍係	市民課で本籍を変更します。 手続きの必要がある方には、手続きに 関する書類を送付します。
国民年金加入者の 住所変更	市民課 国民年金係	住民基本台帳ネットワークシステムを 利用して、住所が変更されますので、 手続きは原則不要です。
年金受給者の住所変更		
厚生年金加入者及び第3 号被保険者の住所変更	事業所または事業所 の所在地を管轄する 年金事務所	

項目	担当	備考
国民健康保険被保険者証	健康保険課 国民健康保険係	換地処分後、対象の方へ新しい住所に変更した被保険者証等を書留にて送付します。 書類が届きましたら、換地処分完了前の住所が記載された被保険者証等は破棄をお願いします。
国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証		
国民健康保険 限度額適用認定証		
国民健康保険 限度額適用・ 標準負担額減額認定証		
国民健康保険 食事療養標準負担額 減額認定証		
後期高齢者医療被保険者証	健康保険課 後期高齢者医療係	
後期高齢者医療 限度額適用認定証		
後期高齢者医療 限度額適用・ 標準負担額減額認定証		
後期高齢者医療 特定疾病療養受療証		
生活保護受給票	福祉総務課 保護係	対象の方へ、新しい住所に変更したものを送付します。

項目	担当	備考
児童手当	子育て支援課 児童係	子育て支援課で新しい住所に変更します。
こども医療費		子育て支援課で新しい住所に登録を変更します。 住所変更欄にご自身で新住所を追記してください。
ひとり親家庭等医療費		
児童扶養手当		
特別児童扶養手当		
被保険者証、負担割合証及び負担限度額認定証の発行	高齢者福祉課 介護保険係	
畜犬登録	環境政策課 衛生係	畜犬登録に関する手続きは不要です。
坂戸市立小・中学校への住所の届出	学校教育課 学事係	変更届を作成し、学校に通知します。手続きは不要です。
図書館利用登録・ボランティア登録	図書館	図書館で新しい住所に変更します。
上下水道	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業団	上下水道に関する住所変更の手続きは不要です。
生活福祉資金等貸付制度 (緊急小口資金、総合支援資金等)	坂戸市社会福祉協議会	坂戸市社会福祉協議会で新しい住所に変更します。

※上記以外に、記載されていない事項については、各機関にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

◎住民登録・戸籍に関すること

〒350-0292

坂戸市千代田一丁目1番1号

市民健康部 市民課

電話 049-283-1331(代)

◎土地区画整理事業に関すること

〒350-0216

坂戸市柳町2341番地1

都市整備部 区画整理事務所

電話 049-283-7600